

## 第23章. 開発章

### 1. 開発章の概要

締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上及び新たな雇用機会の創出を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認するほか、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について規定。なお、いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項については、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。

### 2. 主要条文の概要

#### ○一般規定（第23. 1条）

締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減等を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認すること、包摂的な経済成長を促進する上での開発の重要性並びに貿易及び投資が経済開発及び繁栄に寄与する上で果たし得る有用な役割を認識すること等を規定。

#### ○幅広い基盤を有する経済成長（第23. 3条）

締約国は、幅広い基盤を有する経済成長が貧困を削減し、基礎的なサービスの持続的な提供を可能にし、並びに人々が健康的及び生産的な生活をする機会を拡大することを認識すること、また、特に持続可能な開発及び貧困の削減に寄与するため、本協定によって創出される貿易及び投資の機会を利用する政策を通じ、幅広い基盤を有する経済成長を拡大させることができること、当該政策には、ぜい弱な地域又は住民及び中小企業のための貿易環境の改善及び資金へのアクセスの改善を目的とした市場に基盤を置く取組の促進に関するものを含めることができること等を規定。

#### ○女性及び経済成長（第23. 4条）

締約国は、女性による国内経済及び世界経済への参加の機会の増大が経済開発に寄与することを認めること、本協定によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための労働者及び事業経営者を含む女性の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討すること等を規定。

#### ○開発に係る共同活動（第23. 6条）

締約国は、本協定から生ずる開発上の利益の最大化を促進するための締約国間の共同活動が、各国の開発戦略を強化し得ることを認めること、二以上の締約国は、相互に合意する場合には、本協定から生ずる利益が各締約国の開発目標をより効果的に推進するよう、関係する政府、民間及び多数国間の機関の間の共同活動の円滑化に努めること等を規定。

○開発に関する小委員会（第23.7条）

締約国は、各国の政府の代表者から成る開発に関する小委員会を設置すること、同小委員会は、開発に係る共同活動を通じて得られた締約国の経験及び教訓についての情報の交換を円滑にすること等を規定。

○紛争解決の不適用（第23.9条）

いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項について、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。